

平成30年度から小荷物専用昇降機も定期に点検をして報告する必要があります

◎過去に小荷物専用昇降機による重大事故が発生しています！

～過去の事故例～

大阪府の福祉施設での事故

【事故の概要】

発生年月：令和元年5月

発生場所：大阪府泉南郡

被害者：重傷者1名

【事故の状況】

小荷物専用昇降機のかごが3階に停止しているのにも関わらず、2階の出し入れ口の戸が開いたことにより、施設職員が昇降路内に転落し重傷を負った。

また、当該昇降機は33年間保守点検が行われていないことが、事故調査により明らかになった。

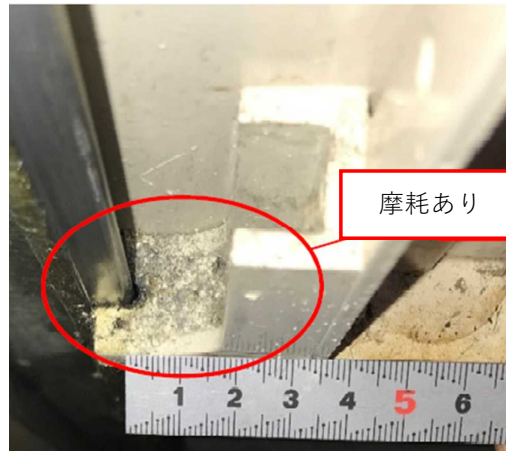
【事故の主な原因】

長期間の使用による、機器の劣化（ドアガイドシューが摩耗したこと、施錠装置の可動ロック装置係合部の部品が摩耗したことなどから、可動ロック装置と固定ロック装置の係合部が外れたことが原因と推定されている。）のため、かごが着床していないにもかかわらず、戸が開いて利用者が落下したものの。

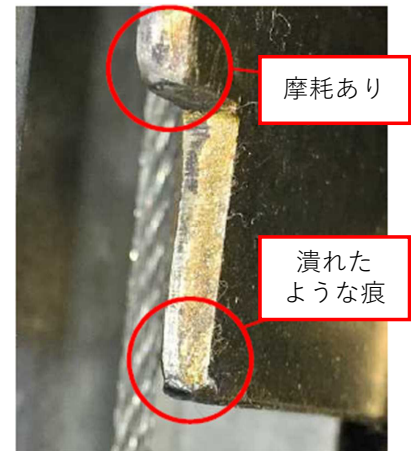
【状況写真】



事故機外観



ドアガイドシューの
摩耗粉の堆積状況



施錠装置の可動ロック装置
係合部の摩耗状況

【小荷物専用昇降機の定期検査の重要性】

- ・保守点検を実施しないと、昇降機の不具合等を事前に発見することができず、死亡事故等の重大事故に発展するおそれがあります。
- ・重大事故に発展した場合、所有者の責任を問われる場合がありますので、必ず点検し、旭川市建築指導課に報告してください。